明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍が滅失した件（法務三一六）　一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同三一七、三一八）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三一九）　五
○ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八三）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一四五六～一四七三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四七四～一四八二）　六
○保安施設地区の指定をする件（同一四八三～一四八五）　六
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通七〇七）　六
○高速自動車国道に関する件（同七〇八～七一一）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一一二、一一三）　八
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委八九）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕

内閣　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒賞〕　九

労働　九

〔皇室事項〕　九

第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔官庁報告〕　九

〔公告〕

諸事項

官庁　一〇
製造たばこ小売定価、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二の規定に基づく権限のある当局の認定、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、証票無効、公示送達関係　一〇
裁判所　二
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等　三
日本郵政共済組合定款の一部変更関係
会社その他

告示

○法務省告示第三百十六号

福岡県宮若市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年六月八日

法務大臣　上川　陽子

福岡県鞍手郡宮田町大字長井鶴四九九番地

立花熊三郎

○法務省告示第三百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月八日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十四年八月二十日」を「平成二十七年八月二十日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年八月二十日から施行する。

○法務省告示第三百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十四年九月十日法務省告示第三百七十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月八日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十四年九月十日」を「平成二十七年九月十日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年九月十日から施行する。

○法務省告示第三百十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年六月八日

法務大臣　上川　陽子

住所　千葉県市川市南大野２丁目27番13―202号
陳春霞　昭和55年８月10日生

住所　千葉県市川市島尻１番44―1801号
モラディ・モラド　昭和44年４月６日生